

愛西農委告示第4号

愛西市農業委員会農地移動適正化あっせん事業実施要領

(趣旨)

第1条 愛西市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第2項の規定に基づき農業振興地域内の農用地等について行う農地保有合理化のための権利移動のあっせん事業（以下「農地移動適正化あっせん事業」という。）は、この告示の定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、農用地等の権利（所有権、賃借権）の移動が、農業によって自立しようとする意欲と能力を有する農業生産の中核的担い手となることを志向する農業を営む者（農業生産法人、農業後継者及び新規就農希望者を含む。以下同じ。）の農業経営の規模の拡大及び農用地等の集団化に寄与し、かつ、愛西市農業振興地域整備計画に定める将来育成しようとする農業経営をできるだけ早く育成するために実施するものである。

(事業の対象となる農用地等)

第3条 農地移動適正化あっせん事業の対象となる「農用地等」には、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第3条に定める農用地等のほか、そのような農用地等とすることが適当な土地を含むものとする。

(農用地等の権利取得者)

第4条 農用地等の権利を取得させるべき者は、次に掲げるものとする。

- (1) 農業を営む者（第5条に掲げるすべての要件に適合するもの）
- (2) 当該農用地等の所在地を農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項に規定する農地保有合理化法人及び同法第11条の9第1項の承認を受け同法第4条3項第1号の事業を行う農地利用集積円滑化団体（以下「農地保有合理化法人等」という。）
- (3) 独立行政法人農業者年金基金

(4) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人又は農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第3号に規定する法人（ただし、農振法第3条第4号の農業用施設の用に供される土地（整備してこれらの施設の用に供される土地とすることが確実な土地を含む。）であって、農業者の共同利用に供されるものの権利取得に限る。）

（農業を営む者の要件）

第5条 第4条第1号の農業を営む者で、農用地等の権利を取得させるべき者の要件は次に掲げるものとする。

(1) その農業経営におけるその農用地等の権利取得後の経営面積（農業生産法人にあっては、その経営面積をその法人の常時従事者たる構成員の属する世帯の数で除して得た面積とし、畜産経営に係る施設の用に供される土地にあっては、飼養規模。以下同じ。）が別表1に掲げる営農類型別の基準面積（畜産経営に係る施設の用に供される土地にあっては、基準飼養規模。以下同じ。）を超えるものであること。

なお、農用地等を交換する場合であっては、いずれか一方の農用地等の権利を取得する者の農用地等の権利取得後の経営面積が、別表1の基準面積を超え、かつ、農地の集団化に著しく寄与すると認められること。

(2) その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適正な水準になる見込みがあると認められること。

(3) その者が取得する農用地等を愛西市農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画にしたがって利用することが確実であると認められること。

（あっせんの順位）

第6条 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんの順位は、農業を営む者を第1順位とする。

この場合、認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により認定を受けた者をいう。）に優先してあっせんすること。なお、農業を営む者に対するあっせんが不成立の場合、又は農業を営む者にあっせんするよりも農地保有合理化法人にあっせんする方が農地保有の合理化

に著しく寄与すると認められる場合には、農地保有合理化法人にあっせんすること。

ただし、農業を営む者に対するあっせんが不成立の場合であって、あっせんに係る農用地等が離農希望者の申し出によるものであり、かつ、農業者年金基金にあっせんすることが適当であると認められる場合には、農業者年金基金にあっせんすること。

農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者が2人以上いる場合のあっせん順位は、次に掲げる基準を総合的に勘案してあっせんにより権利を取得させるべき者を定めるものとする。

- (1) 農用地等の権利の取得後における権利取得者の経営面積が、営農類型別の経営面積（別表2）に近い者に対して優先的にあっせんすること。
- (2) 愛西市農業振興地域整備計画、愛西市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等において、育成しようとする農業経営を行おうとする者に対して優先的にあっせんすること。
- (3) あっせんすべき農用地等の位置、その他の利用条件からみて、その農用地等を最も効率的に利用することができると認められる者に対して優先的にあっせんすること。
- (4) 農用地等の集団化に資する程度が最も大きいと認められる者に対して優先的にあっせんすること。
- (5) 地域農業の中核的な担い手の育成、確保を図るため最も適当と認められる者に対して優先的にあっせんすること。

（あっせん譲受等候補者名簿の作成）

第7条 農業委員会は、あっせんによる農用地等の売渡し、貸付け、又は交換の相手方として適当と認められる候補者（農地移動適正化あっせん事業実施要領に適合し、農業生産の中核的担い手になると見込まれる農業を営む者に限る。）を登録したあっせん譲受等候補者名簿（以下「名簿」という。様式第1号）を作成し、必要な都度見直しを行うものとする。

（あっせん）

第8条 農業委員会は、次の各号に掲げる場合に、第9条から第14条までに定めるところによりあっせんを行うものとする。

- (1) 農用地等の所有者から農用地等の売渡し、貸付け、又は交換について
のあっせんの申出（様式第2号）があった場合
- (2) 名簿に登録されている者から農用地等の買受け又は借受けについて
のあっせんの申出（様式第2号）があった場合
- (3) 前2号のあっせんに直接関連して、他の農用地等を譲渡し、貸付け、
又は交換のあっせんを行うことが必要と認められた場合
(不適正な事実の有無の確認とあっせんの相手方の選定)

第9条 農業委員会は、前条第1号のあっせんについては、農用地等の権利
移動の相手方となるべき者の候補者を名簿の候補者の中から1名以上選
定し、その者があっせん基準に適合することを確認の上、その者を当該農
用地等の権利移動の相手方となるべき者として選定するものとする。

ただし、農業委員会は、前条にかかわらず、前条第1号の農用地等の所
有者からのあっせんの申出で、その売渡し、若しくは貸付けの相手方を指
定している場合等農地移動適正化あっせん事業の対象として不適当な場
合、又はあっせんの申出以前に既に実質的な契約を締結していると認めら
れる場合、不動産業者等が介入していると認められる場合等、農地移動適
正化あっせん事業の対象として不適正な事実があると認められる場合に
は、あっせんを行わないものとする。

2 農業委員会は、前条第2号のあっせんについては、当該申請者が農地移
動適正化あっせん事業実施要領に適合することを確認の上、農用地等の権
利移動の相手方となるべき者を選定するものとする。

ただし、当該申請者からあらかじめ所有権を取得したい農用地等、又は
当該農用地等を有する者を指定して所有権取得のあっせんを受けたい旨
の申し出があった場合等には、あっせんを行う以前に当事者間で農用地等
の取り引きが実質的に成立していないか充分調査の上、実質的に契約が成
立していると認められる場合には、あっせんを行わないものとする。

3 農業委員会は、前条第3号のあっせんについては、農地移動適正化あっ
せん事業実施要領に基づいて農用地等の権利移動の相手方となるべき者
を選定するものとする。

4 農業委員会は、第1項又は第2項による農地移動適正化あっせん事業の

相手方として、不適正な事実の有無の確認及び第1項から第3項までによる農用地等の権利移動の相手方となるべき者の選定をした場合には、その経過を記載した選定調書（様式第3号）を作成するものとする。

（あっせん委員の指名）

第10条 農業委員会は、前条により農用地等の権利移動の相手方となるべき候補者を選定した場合には、会長は農業委員の中からあっせん委員2名を指名し、当該あっせん委員をして農用地等の権利移動のあっせんを行わせるものとする。この場合には、農業委員会は、あっせんの申出をした者及び農用地等の権利移動の相手方となるべき者に、あっせんを行う旨及びあっせん委員の氏名を通知（様式第4号）するものとする。

（あっせん調書の作成）

第11条 あっせん委員は、あっせんにより農用地等の売買、貸借、又は交換が成立したときは、あっせん調書（様式第5号）を作成し、あっせん委員及び農用地等の権利移動の当事者の署名押印の上、農業委員会長に報告するものとする。

（あっせん証明書の交付）

第12条 農業委員会は、前条のあっせんが成立した旨の報告があった場合において、農用地等の権利移動の当事者から、あっせん証明書の交付の申請があったときは、その者から契約書を提示させ当該契約内容とあっせん調書との照合を行い、当該契約が当該あっせんに基づき成立したものであることを確認の上、あっせん証明書（様式第6号）を交付するものとする。

2 農業委員会は前項のあっせん証明書の交付後、第9条第1項又は第2項による農地移動適正化あっせん事業の対象として不適正な事実が判明したときは、あっせん証明書の交付の取り消しを行うものとし、関係機関にその旨を通知するものとする。

（あっせんの打ち切り）

第13条 あっせん委員は、次に掲げる場合には当該あっせんに打ち切り、遅滞なくあっせん顛末書（様式第7号）を作成し、署名・押印の上、農業委員会長に報告するものとする。

(1) あっせんにより農用地等の売買、貸借、又は交換が成立する見込みが

ないと認めたとき。

(2) あっせんの過程で、第9条に掲げる不適正な事実があると認めたとき。

(あっせん又はあっせんをしない旨の決定)

第14条 農業委員会は、前条第1号によりあっせんを打ち切った旨の報告を受けたときは、新たなあっせんの相手方を選定してあっせんを行うか、又はあっせんをしないこととするかを決定し、あっせんをしない旨の決定をした場合には、その旨をあっせんの申出をした者に通知（様式第8号）するものとする。

2 農業委員会は、前条第2号によりあっせんを打ち切った旨の報告を受けたときは、あっせんをしない旨の決定をし、その旨をあっせんの申出をした者に通知（様式第8号）するものとする。

(農地移動適正化あっせん台帳)

第15条 農業委員会は、この告示に基づく農用地等の売買、貸借、又は交換についてのあっせんを実施した場合には、その件に係るあっせん申出書、選定調書、あっせん調書、又はあっせん顛末書を時系列的に整理し綴じ込んだ農地移動適正化あっせん台帳を作成し、備え置くものとする。

(事前届出の勧奨)

第16条 農業委員会は、当該地域内の農業者等に対し、農地移動適正化あっせん事業の趣旨、あっせん基準等の周知徹底に努めるとともに、農業者等が農用地等の売買、貸借、又は交換をしようとするときは、あらかじめ農業委員会に届け出るよう指導するものとする。

附 則

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

別表1 (第5条関係) 営農類型別基準面積(畜産、酪農、養豚は基準飼養規模)

	営農類型	基準面積又は基準飼養規模	備考
家族 経営 体	水田作 (水稲+作業受託)	水稲15ha 作業受託5ha	
	水田作 (水稲+小麦+大豆+作 業委託)	水稲6ha 小麦6ha 大豆5ha 作業受託4ha	
	水田作 (水稲+大豆+作業委託)	水稲11ha 大豆4ha 作業受託7.5ha	
	施設園芸(イチゴ)	施設面積0.2ha	
	施設園芸(トマト)	施設面積0.25ha	
	施設園芸(水耕葉菜)	施設面積0.15ha	
	レンコン(ハウス+露地)	ハウスレンコン0.3ha 露地レンコン0.6ha	
	露地レンコン・露地野菜	露地レンコン0.9ha 春ダイコン0.4ha 秋冬ニンジン0.4ha	
	鉢花	鉢花0.15ha	
	畜産	酪農	経産牛30頭
養豚		繁殖豚40頭	
養鶏		成鶏5,000羽	
企業 的経 営体	水田作 (水稲+作業受託)	水稲30ha 作業受託7.5ha	
	水田作 (水稲+小麦+作業委託)	水稲12.5ha 小麦5ha 作業受託7.5ha	

水田作 (水稲+大豆+作業委託)		水稲20ha 大豆7.5ha 作業受託12.5ha	
施設園芸		施設面積0.4ha	
レンコン (ハウス+露地)		ハウスレンコン0.225ha 露地レンコン2ha	
露地レンコン・露地野菜		露地レンコン1.1ha 春ダイコン1ha 秋冬ニンジン1.1ha	
鉢花		鉢花0.35ha	
畜産	酪農	経産牛90頭	
	養豚	繁殖豚75頭	
	養鶏	成鶏5,000羽	

別表2（第6条関係）営農類型別経営面積（畜産、酪農、養豚は経営飼養規模）

	営農類型	経営面積又は経営飼養規模	備考	
家族 経営 体	水田作 (水稲+作業受託)	水稲30ha 作業受託10ha		
	水田作 (水稲+小麦+大豆+作 業委託)	水稲12ha 小麦12ha 大豆10ha 作業受託8ha		
	水田作 (水稲+大豆+作業委託)	水稲22ha 大豆8ha 作業受託15ha		
	施設園芸（イチゴ）	施設面積0.4ha		
	施設園芸（トマト）	施設面積0.5ha		
	施設園芸（水耕葉菜）	施設面積0.3ha		
	レンコン（ハウス+露地）	ハウスレンコン0.6ha 露地レンコン1.2ha		
	露地レンコン・露地野菜	露地レンコン1.8ha 春ダイコン0.8ha 秋冬ニンジン0.8ha		
	鉢花	鉢花0.3ha		
	畜産	酪農	経産牛60頭	
		養豚	繁殖豚80頭	
養鶏		成鶏10,000羽		
企業 的経 営体	水田作 (水稲+作業受託)	水稲60ha 作業受託15ha		
	水田作 (水稲+小麦+作業委託)	水稲25ha 小麦10ha 作業受託15ha		

水田作 (水稲+大豆+作業委託)		水稲40ha 大豆15ha 作業受託25ha	
施設園芸		施設面積0.8ha	
レンコン (ハウス+露地)		ハウスレンコン0.45ha 露地レンコン4ha	
露地レンコン・露地野菜		露地レンコン2.2ha 春ダイコン2ha 秋冬ニンジン2.2ha	
鉢花		鉢花0.7ha	
畜産	酪農	経産牛180頭	
	養豚	繁殖豚150頭	
	養鶏	成鶏10,000羽	

